

議案第105号

**東近江市大中の湖地区新田排水機場管理条例及び東近江市
大中の湖地区基幹水利施設管理事務分担金徴収条例を廃止
する条例の制定について**

東近江市大中の湖地区新田排水機場管理条例及び東近江市大中の湖地区基幹水利施設管理事務分担金徴収条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成27年11月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

**東近江市大中の湖地区新田排水機場管理条例及び東近江市
大中の湖地区基幹水利施設管理事務分担金徴収条例を廃止
する条例**

(東近江市大中の湖地区新田排水機場管理条例の廃止)

第1条 東近江市大中の湖地区新田排水機場管理条例（平成23年東近江市条例第6号）は、廃止する。

(東近江市大中の湖地区基幹水利施設管理事務分担金徴収条例の廃止)

第2条 東近江市大中の湖地区基幹水利施設管理事務分担金徴収条例（平成23年東近江市条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。